

第1章 学習・進路に関すること

1 学習の心得

- (1) 始業の合図までには教室に入り、着席の上、授業の準備をする。
- (2) 身だしなみを整え、姿勢正しく授業に臨む。
- (3) 授業の開始・終了の際には、全員起立し礼をする。
- (4) 授業を大切にし、真剣な態度で臨む。下記の行為は授業の妨げとなる行為とする。
 - ア 授業開始に遅れる。
 - イ 教科書やノートを忘れる。
 - ウ 机上に授業に必要なものを置く。
 - エ 注意をしても繰り返し居眠りをする
 - オ ノートを取らないなど、指示されたことに素直に従わない。あるいは無視する。
 - カ 当該授業以外の課題等をしている。
 - キ モノを食べたり飲んだりする。
 - ク 許可なく席を立って歩き回る。
 - ケ 許可なく席を替わる。
 - コ 私語をする。
 - サ 音楽を聴いたり、スマートフォン等を使用する。
 - シ 許可なく入退室する。(トイレや保健室に行く。
 - ス 先生や同級生に向かって暴言を吐く。または威嚇する。
 - セ 先生や同級生に向かって粗暴な行動をする。
 - ソ 教材・教具や物品を破る。または壊す。
- (5) 教科書・辞書等を自宅へ持ち帰り、家庭での学習に努める。
- (6) 宿題・提出物の期日を厳守する。
- (7) 再三の注意・指導に従わない。その他、明らかに授業の妨げとなる行為をした場合、指導をおこなう。なお、指導後も改善の見込みがなければ、特別指導の対象となる。

2 考査に関すること

- (1) 考査発表日から考査終了までは職員室へ入ってはならない。
- (2) 考査発表日から考査終了までは勉学を中心とし同期間の部活動は、原則として行わない。
- (3) 受験に際しては、日常の学習成果を十分に発揮し、不正行為は絶対にしない。不正行為と判断された場合は特別指導とする。
- (4) 考査期間中は特に遅刻や欠席をしないように努める。やむを得ず欠席・遅刻する場合には、8時15分までに保護者を通じて学校に必ず連絡をする。

- (5) 定期考査の実施期日は下記により年間5回実施する。

・ 第1学期中間考査	5月
・ 第1学期期末考査	6月～7月
・ 第2学期中間考査	10月
・ 第2学期期末考査	11月～12月
・ 学年末考査(3年)	1月
・ 学年末考査(1・2年)	2月

(6) 考査受験上の注意点

- ア 考査中は、教室の廊下側から出席番号順に着席する。
- イ 考査開始時刻5分前までに、筆記用具(鉛筆・シャープペンシル・消しゴム)以外の持ち物をカバンの中に入れ、カバンを閉じて、廊下へ整頓して並べる。
- ウ 原則、私物はすべて持ち帰る。
- エ 下敷き、筆箱は使用しない。
- オ タオル、ハンカチ、ティッシュを机上に置かない。風邪等で必要と認められる場合、ハンカチ及びティッシュは点検後許可を得たものに限り使用を認める。事前に担任に申し出て、点検・許可を受ける。監督も必要に応じて点検することがある。
- カ 膝掛けや座布団の使用は禁止する。
- キ 計算・通信機能のついた時計は持ち込まない。アラームも鳴らさない。
- ク スマートフォン等の持ち込みも禁止する。万一持ち込みが発覚した場合は、不正行為とする。
- ケ 机及びポケットの中は空にしておく。ロッカーの中は体育館シューズのみとする。机上などの落書きがあれば消しておく。
- コ 答案用紙が配布されても、「始め」の合図があるまで、問題を見てはならない。
- サ 発言が必要な場合は、手を上げて、監督の許可を得てから、座ったまま発言する。
- シ 考査中(開始の「礼」から終了の「礼」まで)は一切の私語やわき見を禁ずる。
- ス 早く解答が終っても、考査時間終了までは退席してはならない。
- セ 病気等特別の場合のほかは、途中退場を認めない。考査問題を見た後、やむを得ず途中退場する場合は、経過時間に関わらず受験したものと見なし、その答案用紙は有効とする。
- ソ 「止め」の合図で筆記用具を置き、手を膝に置く。最後尾の席の生徒は自分の列の答案用紙を番号順に集めて提出する。回収中の私語は厳禁とする。
- タ 答案用紙を集め終わり、監督の確認作業

を待ち、「礼」をして考査終了とする。

チ 不正行為が発覚した場合は、当該科目を0点とする。

ツ 病気等で考査を受験しなかった場合には、医師の診察を受けたことがわかる領収書等を提出すること。インフルエンザ等による出校停止の場合も同様とする。

テ 考査は原則として教室で受験する。体調不良等の場合、事前に保護者の申し出および、教務主任の許可を得て、別室での受験を認める。

ト 考査時間帯は原則として次のとおりとする。

考査時間割	
MST	8:35～ 8:45
第1限	8:50～ 9:40
第2限	9:55～10:45
第3限	11:00～11:50
AST	11:55～12:05

ナ 考査返却の時間に欠席した生徒は、担任から答案用紙を受け取る。

(7) 不正行為とみなされる行為

ア 考査内容に関する物品の所持、机上などへの書き込み

イ モバイル端末・ウェアラブル端末の持ち込み

ウ 他人の答案用紙を見ること、自分の答案用紙を他人に見せること

エ 返却された答案用紙への不正な書き込みなど

(8) 不正行為をした者の取り扱い

ア 原則としてその当該科目の得点は0点とする。

イ 発覚以降から考査終了まで別室受験とする。

(9) 定期考査の欠席者の扱い

ア 「(6) 考査受験上の注意点」の「ツ」に従う。また、感染症等による出席停止、忌引き等による欠席の場合は、速やかに担任を通じて教務へ届ける。

イ 考査を欠席した場合、未受験科目については0点であるが、関連する書類を提出した生徒には配慮する。

ウ その他特別な場合は、事前に担任を通して教務へ届け出る。この場合、別途審議される。

(10) 考査発表から考査終了までの下校時間

ア 考査1週間前

17時30分 教室棟施錠

18時 完全下校

※ 直接、先生の指導を受ける場合は、18時30分まで

イ 考査中

15時 教室棟施錠

15時30分 完全下校

※ 直接、先生の指導を受ける場合は、16時まで

3 出欠席・忌引き等

(1) 始業の5分前には登校する。

(8時35分始業チャイム)

(2) 正当な理由なく遅刻・欠席・欠課等をしてはならない。また始業時から終業時までには許可なく校外に出ない。

(3) 就職や大学等の受験、公式試合、法律に定められた疾病等学校が認めた場合は、欠席にはならない。但し、授業は欠課となる。

(4) 忌引きの日数は次のとおりである。

父 母・・・・・・・・5日

祖 父 母・・・・・・・・3日

兄 弟 姉 妹・・・・・・・・3日

お じ 又 は お ば・・・・1日

父 母 の 法 要・・・・1日

曾 祖 父 母・・・・・・・・1日

※ 但し、授業は欠課となる。

4 本校の日課表

月～金曜日

ST	8:35	～	8:45
第1限	8:45	～	9:35
第2限	9:45	～	10:35
第3限	10:45	～	11:35
第4限	11:45	～	12:35
昼放課	12:35	～	13:15
第5限	13:15	～	14:05
第6限	14:15	～	15:05

月曜日

清 掃	15:10	～	15:20
第7限	15:25	～	16:15

水曜日

第7限	15:15	～	16:05
ST	16:10	～	16:15

火・木・金曜日

清 掃	15:10	～	15:20
ST	15:25	～	15:30

5 下校時間について

- (1) 通常
4月～10月 17時30分
11月～3月 17時
- (2) 部活動（顧問が監督）
4月～10月 19時
11月～3月 18時30分
- (3) 考查1週間前（教室棟施錠17時30分）
18時
※ 先生の指導を受ける場合18時30分
- (4) 考查中（教室棟施錠15時）
15時30分
※ 先生の指導を受ける場合16時
- (5) 3年生業後補習受講者
18時30分（補習終了時）

6 進路指導に関すること

- (1) 目標
ア 生徒一人ひとりの進路実現を支援
イ キャリア教育による職業観の育成
ウ 進路実現のための学力向上のサポート
- (2) 進路行事
ア キャリア教育系
【1年生】
 - ・ 進路適性検査
 - ・ 大学出前講義【2年生】
 - ・ オープンキャンパス
 - ・ インターンシップ
 - ・ 大学出前講義イ 模擬試験
【1年生】
 - ・ 総合学力テスト（ベネッセ）
年3回 校内で実施
国語、数学、英語【2年生】
 - ・ 総合学力テスト（ベネッセ）
年3回 校内で実施
国語、数学、英語、地歴公民、理科
 - ・ 全統共通テスト高2模試（河合塾）
校内で実施
国語、数学、英語、地歴公民、理科【3年生】
 - ・ 全統共通テスト模試（河合塾）
年3回
 - ・ 全統記述模試（河合塾）
年3回
 - ・ 全統プレ共通テスト（河合塾）

- ・ ベネッセ駿台記述模試

ウ 補習

- ・ 時間帯
早朝 7時30分～8時15分
業後 AST後 ～18時20分
- ・ 1年生は実施しない。2年生は早朝のみの実施、3年生は業後に実施する。
- ・ 3年生は、土曜日・夏季休業中・冬季休業中も実施する。
- ・ 実施科目・開始時期については、決定次第発表する。

エ 土曜学習会

【1年生】

- ・ 9月より実施
- ・ 演習と講義を1セットとして2コマ実施

【2年生】

- ・ 6月より実施
- ・ 演習と講義を1セットとして2コマ実施

オ 夏期及び冬期学習会

- ・ 夏季休業中及び冬季休業中に実施

カ 学年別進路保護者説明会

【1年生】

- ・ 一宮北高校の進路指導について

【2年生】

- ・ 進路選択の考え方、入試への準備等について

【3年生】

- ・ 進路決定と入試を迎えるにあたって

第2章 生徒指導に関すること

1 生徒心得

本校の教育目標を達成するため、生徒の守るべき心得を次のように定める。

本校が安心・安全な場であるとともに、健全で品格ある人間形成の場となるよう、生徒は教師の指導に従い、学校生活に取り組まなければならない。そこで以下の具体的生活目標について、真摯に受け止め行動することを求める。

(1) 礼儀

- ア 目上の人に対しては、真心と親しみを持って正しく挨拶をする。
- イ 校舎内で、先生や校外からの来訪者に出会ったときは会釈をする。
- ウ 生徒同士もお互いに親しみを持って挨拶をする。
- エ 男女交際は、高校生としての本分をわきまえる。
- オ 挨拶を含む日常の会話では、明るく品位のある言葉づかいをする。

(2) 校内生活

- ア 教室及び廊下では、他の迷惑にならないよう心掛ける。いかなる場面においても、生徒・職員の安心・安全を脅かすような言動・行動は絶対にしないこと。
- イ 校内の公共物を大切にし、破損・汚損しないよう注意する。万一破損又は汚損した場合には速やかに教員に申し出て指示を受け、「**破損届**」を提出する。特別な事情がない限り、「**自己負担を原則**」とする。「全国高P連賠償責任補償制度」に加入済み。
- ウ 清掃、その他自分の果たすべき責任は誠意をもって行う。
- エ 施設や備品を使用する場合は関係の先生に願い出て許可と指導を受ける。
- オ 暴力行為、いじめ等は絶対にしてはならない。
- カ 多額の現金や貴重品は持参しない。
- キ 落とし物を拾った場合には生徒指導部に届け出る。

※ 拾得物については本館1階昇降口の棚に陳列する。

(3) 校外生活

- ア 風紀上好ましくない場所への出入りはしない。
- イ 無断外泊はしない。
- ウ 外出するときは行先、帰宅時間を家族に告げる。夜間はみだりに外出しない。
- エ **アルバイトは原則として禁止**。

オ 原付、自動二輪、自動車等の免許をとらない。乗らない。買わない。他人の車に乗せてもらわない。**(四ない運動の遵守)**

カ 飲酒、喫煙、シンナー等は違法行為であり絶対にしない。また危険ドラッグ、覚醒剤等の薬物には一切関わりを持ってはならない。

キ いかなる場面においても、他の迷惑にならないように心掛ける。

(4) トラブルが起きたときの対応

ア 登下校中事故が起きたとき

○ 自分が被害者の時

- ・ 相手の名前、住所、電話番号を聞くこと。名刺かメモをもらい、車のナンバーを控える。
- ・ 自分の名前、学校名、連絡方法を伝える。
- ・ 加害者に警察に連絡してもらう。
- ・ 学校、家庭に必ず連絡する。

○ 自分が加害者の時

- ・ 相手の様子を見て、まず声をかけ反応がないようであれば周りの人に助けを求め、救急車を呼ぶなど最善を尽くす。
- ・ 軽傷であっても、その場から決して立ち去るようなことはせず、自分の名前、連絡先を告げ、相手の名前、連絡先も確認し、直ちに学校、警察に連絡する。
- ・ 必ず保護者にも連絡、相談し誠意ある行動をとること。

* 事故の相手が不明の時は「相手方不詳」で警察へ届け出ることができる。

イ 不審者に遭遇したり、被害にあったとき

- ・ 大きな声を出す。
- ・ 近くの家へ駆け込み、事情を説明する。
- ・ 安全が確保できたら、警察に「110番」通報する。

※ 日頃から危険が予想される「場所・時間」には、充分注意を払い「スキのない行動」をとる。以下の5点に留意する。

- ・ 複数で行動する。
- ・ 人通りの多い道を通る。
- ・ 街灯等で周囲の状況がわかり易い道を通る。
- ・ 夜遅くは極力出歩かない。
- ・ モバイル端末（スマートフォン）や携帯音楽プレーヤー等の使用にとられ、「耳での安全確認が出来ない状態」にしない。

ウ 盗難、紛失が起きたとき

- ・ 校内で自分の持ち物を落としたり無く

なった場合は、直ちに担任に申し出る。

(5) 許可を要する事項

ア 自転車通学の者は、生徒指導部に「**自転車通学許可願**」を提出する。

イ 早退する場合は担任の先生、または学年の先生の許可を受け、「**早退許可願**」を提出する。

ウ ケガ等で規定以外の服装をする必要がある場合は、「**異装許可願**」を提出し、許可を受ける。

エ アルバイトは原則として禁止とする。ただし家庭の事情等でアルバイトをする必要があると認められる場合に限り、保護者と面談のうえ許可する場合がある。許可後、「**アルバイト許可願**」を提出し「アルバイト許可書」が発行され正式に許可となる。

※ 学期末ごとに「アルバイト報告書」の提出がある。期間は面接の上、1年ごとの更新とする。

(6) 生徒指導上、届出を要する事項

ア 住所の移動、身上の変動、その他必要と認めることは、速やかに担任に「**住所等変更届**」を提出する。

イ 宿泊を伴う合宿、旅行等を計画する時、学生・生徒旅客運賃割引証（学割）が必要な場合は、事前に所定の手続きにより「**学生割引交付願**」を提出する。なお、交付には申請後数日から1週間程度かかるので早めに申請すること。

ウ 身分証明書（生徒手帳）を紛失、または記載事項に変更が生じたときは、速やかに担任に申し出て、「**再交付願**」を提出する。

エ 交通事故の加害・被害にかかわらず、届け出て「**交通事故報告書**」を提出する。

オ 不審者・変質者の情報については、速やかに届け出て「**被害報告書**」を提出する。

カ 万一、外出を必要とする場合には、「**外出許可届**」を担任に提出する。

2 自転車通学

(1) 距離の遠近を問わず、希望者には許可制で自転車通学ができる。

(2) 許可を希望する生徒は、「**自転車通学許可願**」を提出する。

(3) 4月の自転車点検で交付される「ステッカー」を、後輪泥よけの見やすい箇所に貼ることで自転車登録となる。なお、自転車は防犯登録したものに限る。

(4) 自転車に変更になった場合は、新たに「ス

テッカー」を生徒指導部から購入し、指定された箇所に貼り、自転車登録を更新する。

(5) 使用自転車

ア 交通安全上・防犯上の観点から、通学に使用する自転車は次の諸点が整備されていなければならない。

- ①ハンドル（ドロップハンドルは禁止）
- ②ブレーキ ③前照灯 ④尾灯（反射板）
- ⑤ベル ⑥錠 ⑦スタンド ⑧泥よけ
- ⑨ステッカー

※なお、かごはあるほうが望ましい。

イ 変形ハンドルやハブステップ等の改造がされている自転車は使用不可。

(6) 注意事項

ア 登校後は学校の指定された場所に正しく駐輪し、**スタンドをロックする**。

イ 校内では施錠をする。（ツーロック）

ウ 靴・所持品は運転に支障のないように留意する。

エ 万一の事故等に備え、**乗車用ヘルメットを着用するよう努めるとともに、自転車損害賠償責任保険等へ加入すること**。（令和3年3月、愛知県では、自転車に係わる交通事故を防止するために、「自転車の安全で適正な利用に関する条例」に明記されている）

(7) 禁止事項

ア モバイル端末（スマートフォン）、携帯音楽プレーヤー等使用した運転は危険なので禁止する。

イ 道路の左側を一列で通行する。

ウ 二人乗り運転、一旦停止無視、並列進行など交通妨害となるような行為はしない。

(8) レインコートの着用について

ア 傘さし運転は禁止（道路交通法）

イ レインコートは一般に販売されているもの、または中学校で使用していたものとする。

(9) その他

ア 登下校時の車での送迎について

- ・ 正門（西門）付近は交差点であり、他の車も通行し、かつ自転車通学者も多いため、**送迎車の駐停車、乗降は禁止する**。
- ・ 早退の場合の迎えや骨折等のケガで歩行困難の場合に限り、校内の駐車場を利用することは可とする。

イ 「四ない運動」

県立高等学校においては、二輪車による交通事故を防止するため、「免許を取らない」「買わない」「乗らない」「乗せてもらわない」運動を展開しており、この四ない運動

を遵守すること。
ウ 自転車安全運転五則

自転車を利用している皆さまへ



改定した 自転車 安全利用五則

を守りましょう!

自転車安全利用五則 (令和4年11月) 日本交通安全協会自転車部会編纂(改定)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



改定した 自転車安全利用五則 の 守りましょう!

- #### 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



歩道で通行できる場合は、車道寄りの部分ですぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



「新道自転車歩道兼行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できません。


- #### 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に応じて安全を確認し通行しましょう。



標識標線等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。


- #### 3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。


- #### 4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。


- #### 5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年~令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大至要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率(平成29年~令和3年合計) (乗用者数より)

ヘルメット非着用	0.26%
ヘルメット着用	0.59%



※致死率は交通事故のうち死者の占める割合をいう。

3 制服

服装は学校で決められた服装規定によるものとする。華美になることなく常に清潔に保ち、正しく着ることを心掛ける。登下校時や学校内では、シャツを出したり、スカート丈を短くすることなく基準を守ること。

(1) 制服は本校指定業者から購入する。

- ・洋服のつねかわ 0586-24-2831
- ・名鉄百貨店 一宮店 0586-46-8352
- ・オゼキ制服 江南本店 0587-55-1463
- ・よなかや 0586-62-2378

〈冬服〉

(男子) (付録 「制服について」 参照)

- ・ 黒色詰襟学生服 (標準的なもの) とする。
- ・ ボタンは校章入り所定のものとする。
- ・ 学生服の左襟にバッジ (学年色の校章) をつける。
- ・ 校内で学生服を着用しない時は、白長袖カッターシャツまたは、本校指定の合服とする。その際、白長袖カッターシャツ、合服の中には華美なものを着用しない。また、裾は必ずズボンの中に入れる。
- ・ ベルトは必ずつけ、華美でないものとする。

(女子) (付録 「制服について」 参照)

- ・ 濃紺のセーラー型、胸当てをつけ、襟に3本線を入れ、黒のリボンは襟裏を通す。
- ・ セーラー服の丈は、普通の動作で下に着用しているものが見えない程度とする。
- ・ セーラー服の左襟にバッジ (学年色の校章) をつけ、胸当ての中央に北斗章 (紺地のフロッキー) をつける。
- ・ セーラー服の中には華美なものを着用しない。

〈夏服〉

※ 各自、本校指定業者から購入する。

(男子)



- ・ 本校指定の白長袖開襟シャツとする。左衿部は校章 (学年色刺繍)、左胸ポケット上部は、北斗章 (紺色の刺繍) とする。
- ・ **シャツの裾を必ずズボンの中に入れる。**
- ・ シャツの中には華美なものを着用しない。

(女子)



- ・ 冬服に準じた型の白半袖とし、左胸ポケット上部に校章 (学年色刺繍)、胸当ての中央は、北斗章 (紺地の刺繍) とする。
- ・ 中学時代のセーラー服を着用する場合は、胸当ての中央に北斗章 (紺地のフロッキー)、左胸ポケット上部に、バッジ (学年色校章) をつける。
(付録 「制服について」 参照)
- ・ セーラー服の中には華美なものを着用しない。

〈合服〉

※ 各自、本校指定業者から購入する。

(男子)



- ・ 本校指定の白長袖シャツとする。**(希望者のみ)** 左胸ポケット上部中央に校章 (学年色刺繍)、左胸ポケットの上は、北斗章 (紺色の刺繍) とする。
- ・ **シャツの裾を必ずズボンの中に入れる。**
- ・ 華美なものを着用しない。
- ・ ベルトは必ずつけ、華美でないものとする。

(女子)



- ・ 本校指定の白長袖とする。**(希望者のみ)**
- ・ セーラー服の胸当て中央は北斗章 (紺色の刺繍)、左胸ポケット上部中央は、校章 (学年色刺繍) とする。
- ・ 上着の中には華美なものを着用しない。

制服着用期間

全ての期間で気候や体調に合わせて、夏服、合服、冬服の着用ができる。ただし、式典は以下のとおり。

ア 1学期終業式・2学期始業式は夏服・合服とする。

イ それ以外は冬服とする。

(離任式、入学式、1学期始業式、2学期終業式、3学期始業式、3学期終業式、卒業式)

ウ その他の式典 (周年行事等) については、その時期に応じて夏服・合服か冬服で統一する。

※ 男子は白長袖カッターシャツのみでの登下校は不可とする。

(2) 注意事項

ア ズボンの基準

- ・ 腰骨の上にズボンのウエストがくること。

イ スカートの基準

- ・ スカート丈は、**スカートの裾が膝にかかる程度**とする。
- ・ スカートを折り曲げたりしない。
- ・ スカートの丈を調節できるベルトの着用は禁止する。

ウ 指定業者以外から購入したもの、又は変造したものは制服とは認めない。

エ 防寒着・防寒具については下記「身だしなみについて」を参照する。

オ 定期的に身だしなみ指導を行うので制服の正しい着用について十分理解すること。

保護者様へ

心と身体の性に違和感があり、悩んでいる生徒については、十分に配慮したうえで、個別に対応しますので御相談ください。

ズボン、スカートの加工・変造等の場合は、買い換えをお願いすることになります。

4 身だしなみ

(1) 靴下、上履きについて

ア 靴下は、白・紺・黒などの華美でなく無地のもののでワンポイントは許容の範囲とする。

イ ストッキング・タイツを着用してもよい。色は単色の黒、肌色とする。

※ ニーソックス・ルーズソックス・レッグウォーマーは禁止。派手な刺繍入りなども不可。

ウ 上履きは所定のスリッパを使用する。(記名方法は合格者登校日に学校で指示する。)

(2) 防寒着・防寒具について

防寒着・防寒具の着用期間は設けないので、気候や体調に合わせて各自で判断して使用すること。原則として登下校時のみの使用とし、教室では使用しない。また、防寒着・防寒具は冬服の上に着用すること。

ア 防寒具

- (手袋、ネックウォーマー、マフラー等)
- ・ 華美にならないようにすること。
- ・ 安全を考慮してマフラーの長さは適正にすること。

イ 制服の下の着衣について

- ・ 中間防寒着(セーター、トレーナー)やインナーを工夫して体温調節をする。
- ・ 中間防寒着は制服からはみ出さない

ようにサイズに注意する。

- ・ 中間防寒着の格好での登下校や、校内での生活は禁止。

ウ 防寒着

①コート、ウインドブレーカー等

- ・ 色は黒、紺、灰など華美でないもの。
- ・ 部活動で統一された防寒着は可。

②カーディガン

- ・ 色は、黒、紺のみ。
- ・ 型は、前ボタンで標準型(適正なサイズ)のものとする。
- ・ 編み目の粗いもの、ファッション性の高いものは不可とする。

※カーディガンを校内で着用する場合

- ・ 健康状態に配慮して認めるため、着用する際は担任に申し出て許可を受ける。
- ・ 着用する際は前ボタンを閉めること。

(3) ひざ掛けの使用について

ア あくまでも「ひざ掛け」と言われるものとする。寒さ対策を重視するのものがあって、派手な色、キャラクター重視のものは不可とする。

イ 使用場所については、教室内ならびに体育館・武道場(集会で使用する場合に限る)とし、それ以外での使用は不可とする。腰に巻く、肩から羽織ることはしない。

ウ 考査での使用は、不正行為防止のため不可とする。

(4) その他の注意点

ア 登下校時は制服・通学靴を着用する。

ただし、休業日は部活動に限り、体操服・練習着での登下校を可とする。

イ 化粧、口紅(色つきリップを含む)、マニキュア、指輪、手首のバンド類、ピアス、ネックレス、カラーコンタクトレンズ等の装身具は禁止とする。

ウ 娯楽用具や雑誌等、学習に必要なもの所持品は学校へ持ち込んではいならない。

エ 通学靴については、運動靴を標準とする。ローファーは可とする。ブーツ、サンダル、クロックスは禁止。

5 頭髪指導

(1) 頭髪について

授業に支障がなく、清潔感があって、公的な場面でも通用する髪型であること。

ア 染色、脱色、パーマ、カール、エクステ等の加工は認めない。

イ 髪留めは、黒紺茶などの華美でないものとする。シュシュは禁止。

ウ ストレートパーマ等の加工やアイロン等による変色、日焼け等による脱色には指導する場合がある。

(2) 頭髪指導

ア 入学式・始業式・卒業式

- ・ 定期的な身だしなみ指導
- ・ 個人写真・クラス写真等の撮影時

イ その他学校が必要と判断した時

(3) 再指導について

原則として、身だしなみ指導の翌日8時10分までに指定の場所に行くこと。

保護者様へ

再三の指導を繰り返しても改善がみられない場合、また不十分であった場合、保護者様に連絡の上、十分に改善した上で登校していただくよう御家庭の御協力をお願いすることがあります。お子様の健全な学校生活のため御理解・御協力をお願いいたします。

6 携帯電話

(1) 携帯電話の定義

ア 無線通信により通話、通信、インターネット接続ができる電子機器。

イ 携帯して持ち運べるコンピュータ（モバイル端末）や身に付けて持ち歩くことができるコンピュータ（ウェアラブル端末）をいう。

(2) 注意、確認事項

「モバイル端末」は、学校生活に必要な機能も含まれており、使い方によっては「学習活動を妨げるもの」になりうることから、**校地内では電源を切り、鞆の中に入れる。**

なお、ウェアラブル端末の持ち込みは禁止とする。下記のア～オの注意、確認を怠れば違反として指導の対象とする。

ア 持ち込む場合の保管・管理は生徒の自己責任とする。

イ 管理責任とマナーを身に付ける。

ウ 学校活動時間中は、校地外に出て使用することは禁止する。

エ 貸し出されたもの以外のタブレット型コ

ンピュータやノートパソコンの持ち込みは禁止する。

オ 電子辞書については、電子辞書機能付きのモバイル端末の使用は認めない。授業中における「電子辞書」の辞書以外の使用は禁止する。

(3) 違反（モバイル端末を使用している、机の中に入っている等）者への指導

ア 次のような指導を実施する。違反としての指導回数は年度ごととする。

【1回目】

- ・ 担任（副担）から保護者に連絡。
- ・ 反省文+担任（副担）ならびに学年の先生から注意の上、本人にその日に返却。
- ・ 翌日から4日間連続早朝登校とし、その際、電源を切らせることと管理責任とマナーを身に付けさせる指導を徹底する。

【2回目】

- ・ 担任（副担）から保護者に連絡。
- ・ 反省文+担任（副担）ならびに学年の先生で注意の上、翌日から4日間連続早朝登校とし、4日間登校時から帰りのSTが終了するまで預かり、下校時に返却する。

【3回目】

- ・ 担任（副担）から保護者に連絡。
 - ・ 反省文+保護者召喚、生徒指導主事指導の上、翌日から5日間連続早朝登校とし、その際、5日間登校時から帰りのSTが終了するまで預かり、下校時に返却する。
- イ 授業中の故意の使用や上記3回目の指導後も同じ事を繰り返す場合は、総合的に判断し特別指導の対象となる場合がある。
- ウ 考査時、教室内へ持ち込んだ場合は、不正行為となり、特別指導の対象となる。
- エ 考査時、廊下で着信音（バイブを含む）が鳴り、発覚すれば、違反したと見なし、保護者召喚の上、教務主任指導とする。

保護者様へ

お子様に校地内での使用は禁止しておりますので、緊急なことがあれば直接学校に御連絡ください。

7 欠席・遅刻指導

社会に出て、最も問題視されるのが欠席・遅刻があることであり、欠席・遅刻が増えると気持ち学校から離れてしまいます。そうならないためにも日々規則正しい生活を送ることが重要となります。

(1) 始業について

- ア 朝のST (MST) は8時35分開始
 - イ 8時35分のチャイムが鳴り始める前にホームルーム教室に完全に入っていないと遅刻となる。
- ※時間に余裕を持って登校し、あわてて教室に駆け込むことがないようにすること。

※ 校門門扉の開閉について

火・木・金曜日の午前8時35分から午後3時30分、月・水曜日の午前8時35分から午後4時15分まで

- ・ 正門（西門）南出入口門扉→閉鎖
- ・ 正門（西門）北出入口門扉→**開放**
- ・ 東門門扉 →閉鎖
- ・ 東門横通用門扉 →**開放**

なお、午前8時35分以前は、すべての門扉を開放する。

(2) 遅刻・欠席をするとき

- ア やむを得ない理由で欠席・遅刻をする場合は保護者の方に学校へメールで連絡してもらうこと。
- イ 無断欠席は、特別指導の対象となる。
- ウ 考査時はメールではなく、電話で連絡してもらうこと。

保護者様へ

連絡の時間は、できる限り8時15分までをお願いします。

(3) 遅刻をしたとき

8時35分のチャイム鳴り始め以降の入室は遅刻となる。遅刻者は以下の手続きをする。

- ア 職員室前廊下で、「遅刻カード」(図1)と「入室確認証」(図2)にそれぞれ必要事項を記入する。

Figure 1 is a 'Late Card' (遅刻カード) with a header section for student information and a table for recording late arrivals. The table has columns for date, time, and reason. Figure 2 is an 'Entry Confirmation' (入室確認証) form with fields for name, grade, and class, and checkboxes for 'Late' and 'Absent'. It also includes a section for the teacher's signature and a note at the bottom: 'あなたの行動が、学校を良くしています。これが、君の、最後の遅刻！' (Your actions are making the school better. This is your last late arrival!).

- イ 職員室内の自分の所属する学年の教員に入室手続きを受ける。その際「遅刻カード」「入室確認証」ともに手渡す。教員がサインした「入室確認証」のみを受け取り、授業担当の教員に教室で渡す。

- ウ 「遅刻カード」は学年の教員が預かる。業後、担任から指導を受け、「遅刻カード」を受け取り、職員室の生徒指導主事の面談を受ける。

※ 遅刻回数が多い生徒への対応

- ・ 学期中3回
保護者同伴による生徒指導主事との面談
- ・ 学期中4回
早朝登校（4日間連続、8時10分までに登校）

※ この後も同様なことがあれば、上記の対応は繰り返される。

(4) 早退をするとき

担任の所へ行き面談を受ける。担任が家庭に連絡した後、「早退許可書」を受け取り早退すること。体調が悪く早退したい場合は保健室に行き養護教諭から「保健室利用カード」を受け取りそのカードを担任の所へ持っていき面談を受ける。もし、担任が見当たらない時は、副担任、次に学年の教員の面談、提示を受ける。自宅に着いたら必ず保護者に「早退許可書」を見せ、学校に帰宅した旨の連絡を入れること。

(5) 下校時刻について

ア 平日の最終下校時刻は以下の通りとする。

4月～10月・・・17時30分

11月～ 3月・・・17時

イ 部活動参加者の下校時刻は以下の通りとする。

4月～10月・・・19時

11月～ 3月・・・18時30分

8 特別指導と懲戒処分

- (1) 特別指導とは、生徒が校則に違反したり、問題行動を起こしたりした場合に、当該生徒に対して校長が行う特別な指導措置のことをいう。

(例) 学校謹慎、家庭謹慎、校長訓戒

- (2) 特別指導に該当する行為は、下記のとおりとする。

【法律に違反する行為等】

- ア 暴力行為
- イ 窃盗・万引き行為
- ウ 刃物、凶器等の所持
- エ 器物損壊行為
- オ 喫煙及び同席、タバコ及び喫煙具の所持
- カ 飲酒および同席
- キ いじめ・嫌がらせ（携帯電話等の掲示板への誹謗・中傷等の書き込みや性的嫌がらせ等）
- ク 脅迫、たかり、恐喝行為
- ケ その他法律に違反する行為

【校則に違反する行為】

- ア 無断免許取得等四ない運動違反
 - イ 教師への指導拒否・暴言・非礼
 - ウ 授業妨害
 - エ 怠学・怠業（授業の抜け出し等を含む）
 - オ 頭髪・服装等の度重なる違反
 - カ 不正行為（カンニング、モバイル端末、携帯電話等の持ち込み）
 - キ 家出・無断外泊・深夜徘徊・不良交遊
 - ク 不健全で不道德な交遊
 - ケ 無断アルバイト
 - コ その他校則等に違反する行為
- (3) 上記の行為以外や、軽微な違反行為が繰り返されるような場合には、以下の注意・指導を適宜組み合わせで行う。
- ア 教頭注意
 - イ 生徒指導主事注意
 - ウ 学年主任注意
 - エ 学年指導
 - オ 再登校指導
 - カ 早朝登校指導
 - キ 居残り指導
- (4) 学校の秩序を破壊し、生徒の安心・安全を妨げる行為に対しては、学校教育法施行規則に基づいて懲戒としての退学・停学等の処分を行う。

付録 制服について

○セーラー服（冬服）（紺色・3本線）



バッジ（学年色の校章）の取付

千枚通し、目打ち等で白線の間のいずれかに、胸ポケットの上方延長の位置に取り付ける。

北斗章（紺地のフロッキー）の貼付位置

胸当ての中央上端から3～4センチ下

北斗章（紺地のフロッキー）の貼付方法

向きに気をつけて貼付面を胸当てに当て、台紙の上から白無地のタオルを2重にかぶせてから水を含ませ、高温のアイロンで10秒ほど力を込めて圧着したらタオルを外し、やや冷めてから貼付具合を確認しながらゆっくりと台紙をはがす。

○セーラー服（夏服）（中学時代のセーラー服を着用する場合）



北斗章（紺地のフロッキー）の貼付位置

北斗章（紺地のフロッキー）の貼付方法

冬服に準ずる。

バッジ（学年色の校章）の取付

千枚通し、目打ち等でポケットの中央上端から5ミリ程下がった位置につける。

北斗章の向き



○詰襟学生服（冬服）（黒色）

※上着丈はまっすぐ指を伸ばして中指の第2関節くらいまでの長さです。

エリの高さは4cm前後（ $4 \pm 0.2 \sim 0.3$ cm）カラーの高いハイカラーや低いローカラーは不可です。

縫製上不要なステッチ

や装飾的なステッチを襟、肩、前立、袖などにかけたものは不可です。

ポケットラインは水平になっています。

袖口がまっすぐになっています。ラップ型は不可です。

極端なウエストのしぼりは不可です

袖口ボタンは2個（3個以上はほとんどの場合変型です。）

ファスナー（チャック）付は変形です。

裏地に装飾的な刺しゅうや絵柄（トラやワシなど）のついたものはありません

【バッジ（学年色の校章）について】

- ・ 冬服のみ
- ・ 襟の左側につける。
- ・ 穴は家庭で千枚通し、目打ち等で開けて取り付ける。